

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚染土壌の適正な運搬・処理のための措置命令
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例では、汚染土壌の運搬に際し、管理有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命じます。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の20、第81条の17、第81条の18第1項、第81条の19第1項、第111条第4項第3号 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第49条の7 https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/dojou.html
処分基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の17 管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の18第1項 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</p> <p>二 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>イ 当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>ロ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>五 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の19第1項 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。</p> <p>○運搬に関する基準（施行規則第49条の7）</p> <p>一 運搬は、次のように行うこと。</p> <p>イ 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>等、条例施行規則第49条の7各号（第1号～第15号）に定められています。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	